

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別

紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月7日提出

野田市長 鈴木 有

専 決 処 分 書

平成30年12月17日午後2時30分頃、環境部清掃第一課技師中村順一が、野田市中根159番3地先の路上において、ごみの収集を行うため降車しようと塵芥車のドアを開けたところ、後方から進行してきた野田市花井249番地の37有限会社大塚新聞販売が所有する原動機付自転車（運転者[REDACTED]）と接触し、次の損害が生じたもの

損害状況

当 方 人損 なし
物損 なし

相手方 人損 左手小指の打ち傷
物損 前かご、右バックミラー及びリアブレーキペダルの破損

上記の事故による相手方の損害について、本市の賠償責任として金59,260円を負担することで和解する。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和元年5月20日

野田市長 鈴木 有